

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは通知が行われた事実を知ったとき。</p> <p>(4)・(5)(略)</p> <p>(6) 資本金の額又は出資の総額が3億円を下回ったとき。</p> <p>(7)～(16) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、<u>整理開始</u>、清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは通知が行われた事実を知ったとき。</p> <p>(4)・(5)(略)</p> <p>(6) <u>資本</u>の額又は出資の総額が3億円を下回ったとき。</p> <p>(7)～(16) (略)</p>
<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>取得条件付株式若しくは全種取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)</u>の取得、<u>株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。)</u> 会社の合併、<u>株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付(株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。)</u>に伴い、機構により機構の参加者が実質株主ごとの預託</p>	<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>株式の併合、分割若しくは転換、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。)</u>に伴い、機構により機構の参加者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数(投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数)の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有するDVP参加者</p>

<p>株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数（投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数）の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この改正規定は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日（平成 18 年 5 月 1 日）から施行する。</u></p>	<p>から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	---